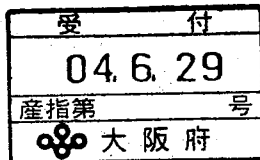


産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2022年6月28日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 大阪府大阪市中央区安土町1-3-5

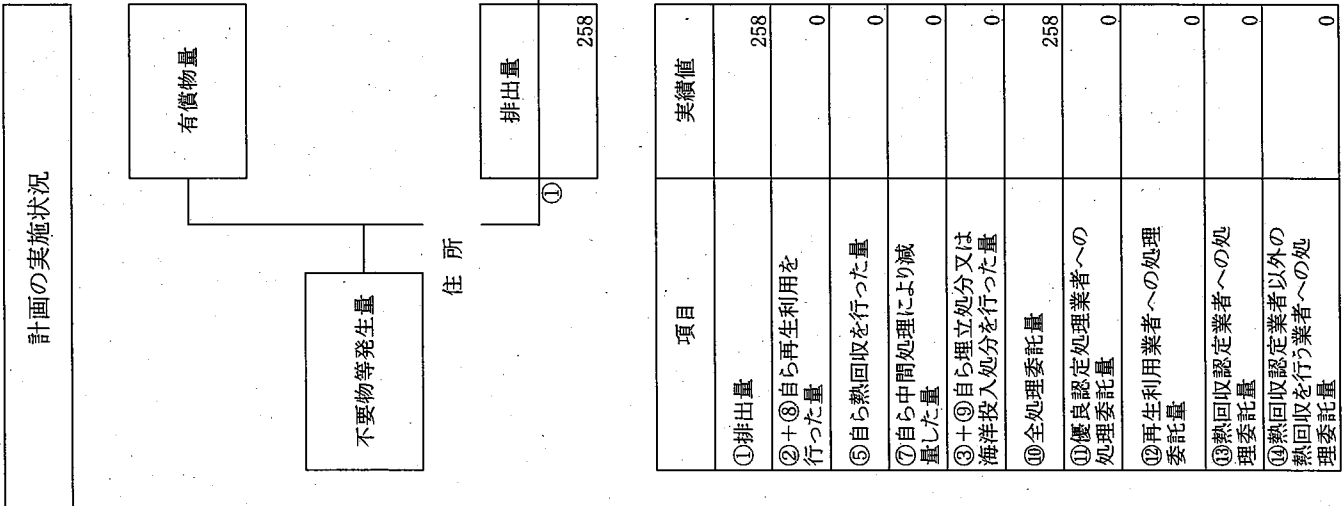
氏 名 (株)KANSOテクノス 代表取締役社長
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6263-7300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2021年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	㈱KANSOテクノス 本店		
事業場の所在地	大阪府内各現場		
事業の種類	06：総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1067t	全処理委託量	1067t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	106t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	558.5t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	402.5t
※事務処理欄			

(産業廃棄物の種類: ①汚泥)

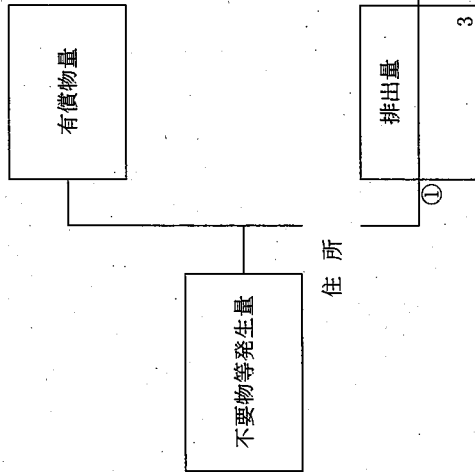


項目	実績値
①排出量	258
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	258
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

②	自ら直接再生利用した量	0
③	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0
④	自ら中間処理した量	0
⑤	④のうち熱回収を行った量	0
⑥	自ら中間処理した後の残さ量	0
⑦	自ら中間処理による減量した量	0
⑧	自ら中間処理した後再生利用した量	0
⑨	自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量	0
⑩	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	258
⑪	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0
⑬	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

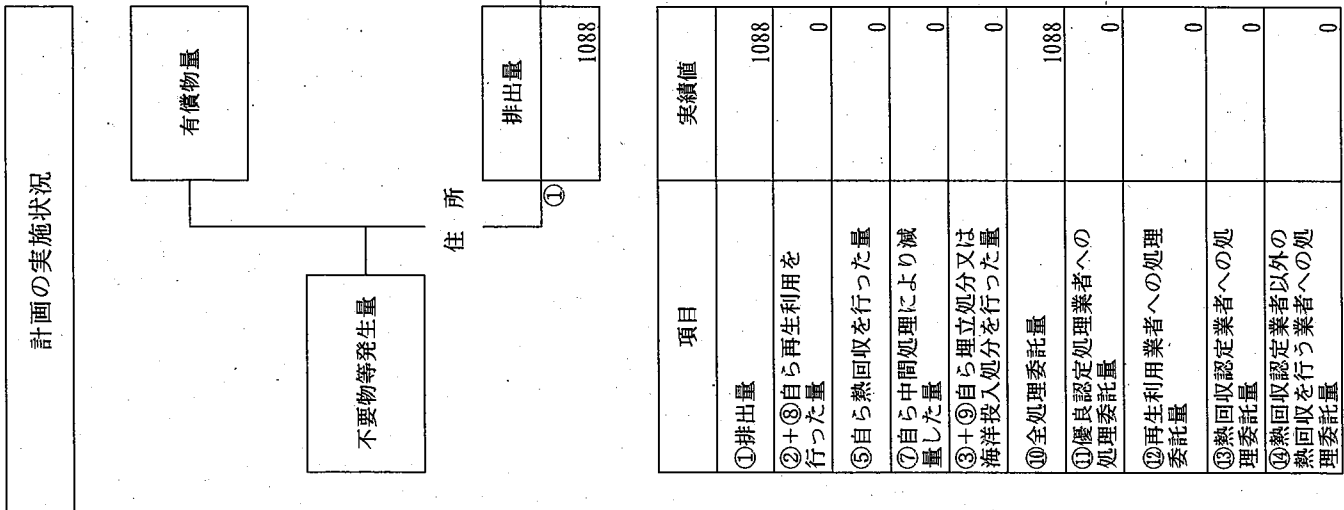
(産業廃棄物の種類: ②廃プラスチック)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	3
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	3
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0
⑮	0

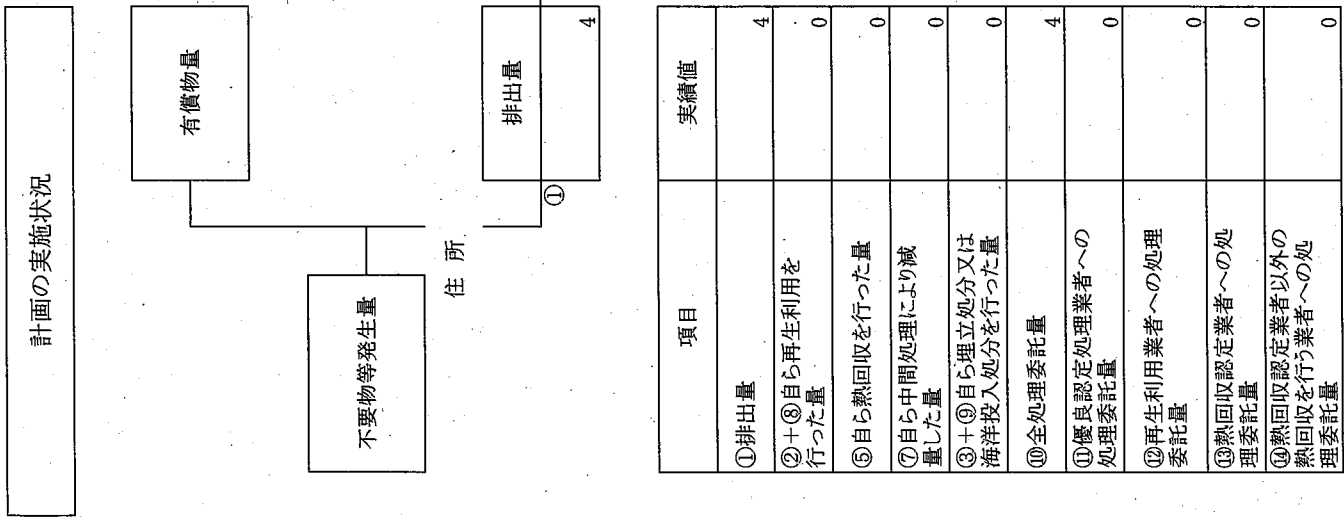
(産業廃棄物の種類: ③がれき類)



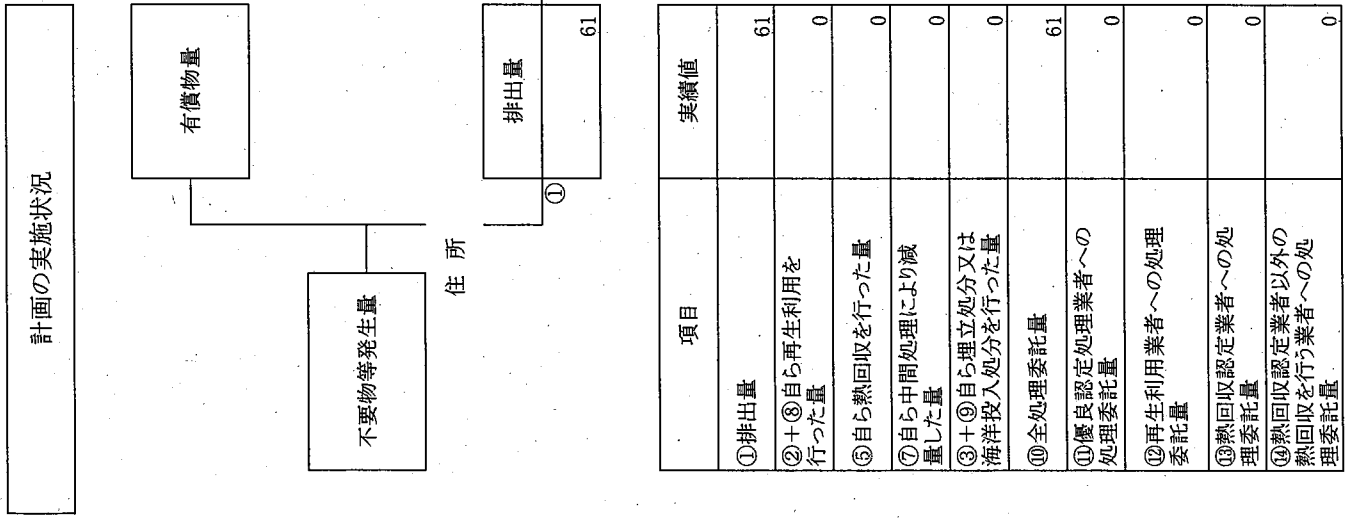
② 自ら直接再生利用した量	0	⑧ 自ら中間処理した後の再生利用した量	0
③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
④ 自ら中間処理した量	0	⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	1088
⑤ ④のうち熱回収を行った量	0	⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
⑥ 自ら中間処理した後の残ざ量	0	⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0	⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑩ 全処理委託量	1088	⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の業者熱回収を行う業者への処理委託量	0

項目	実績値
① 排出量	1088
②+③ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+④ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	1088
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の業者熱回収を行う業者への処理委託量	0

(産業廃棄物の種類: ④建設系混合廃棄物)



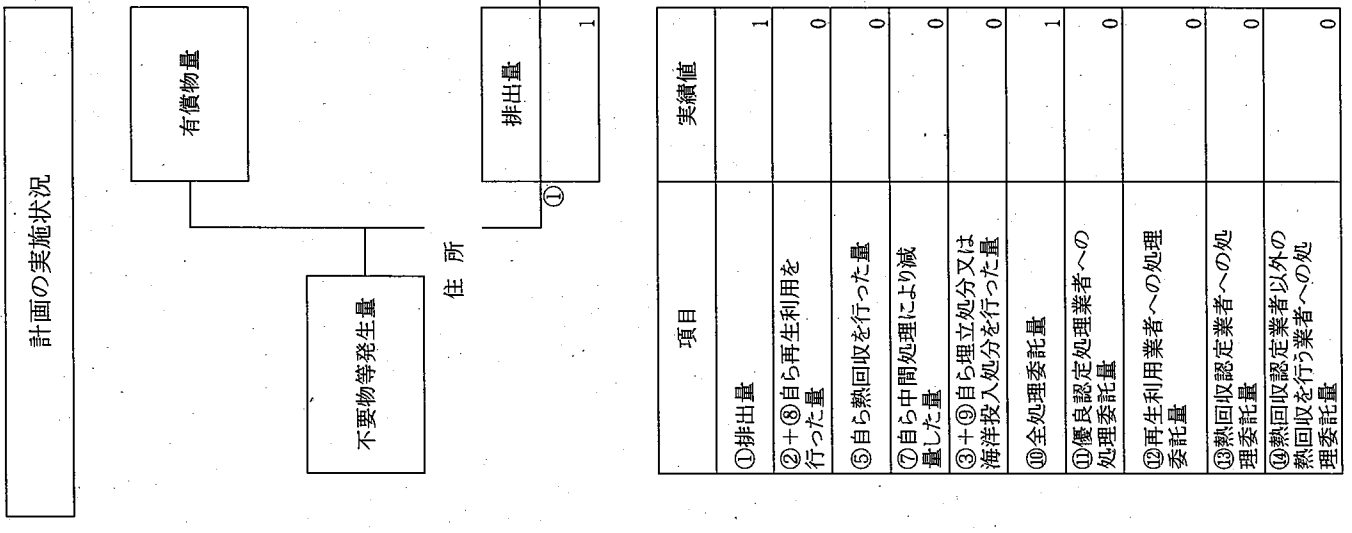
(産業廃棄物の種類: ⑤管理型混合廃棄物)



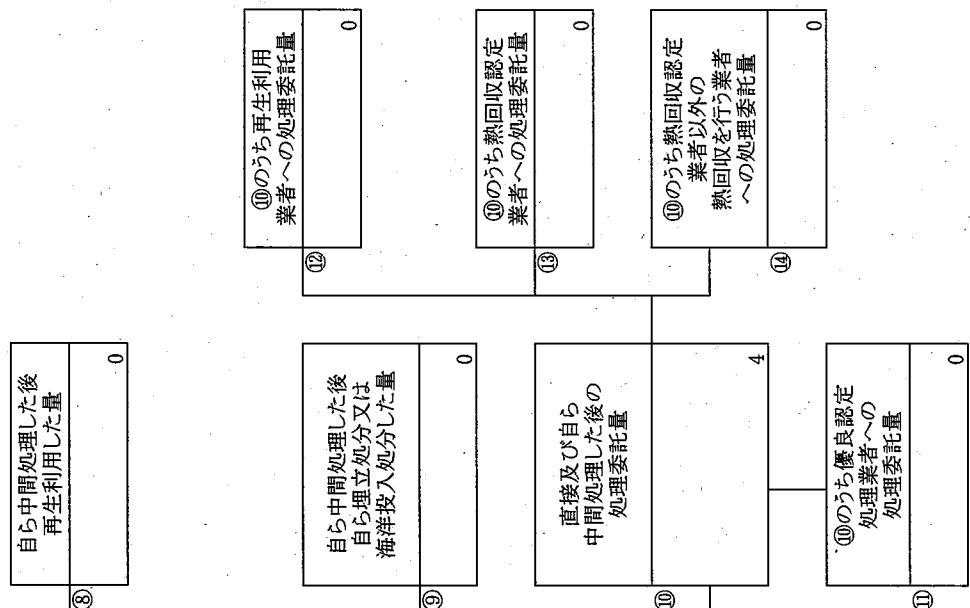
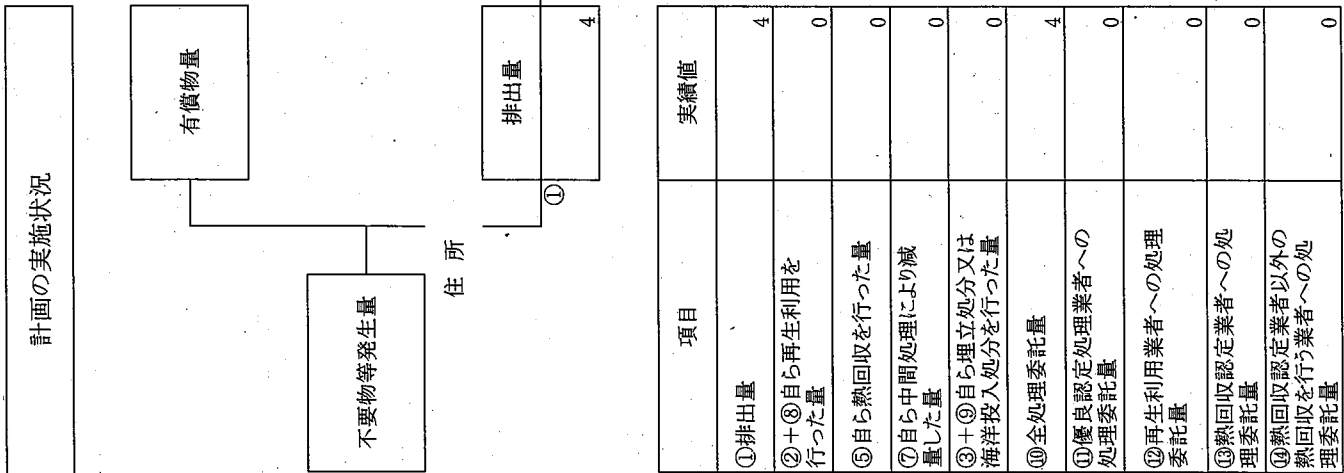
② 自ら直接再生利用した量	0
③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0
④ 自ら中間処理した量	0
⑤ ④のうち熱回収を行った量	0
⑥ 自ら中間処理した後の残存量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量	0
⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	61
⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0
⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

項目	実績値
① 排出量	61
②+③ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+④ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	61
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(産業廃棄物の種類: ⑥木くず類)



(産業廃棄物の種類: ⑦金属くず等)



項目	実績値
①排出量	4
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	4
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
---------------------	---

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) () 住 所
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

■産業廃棄物の一連の処理の工程

【工事以外(オフィスゴミ、不要品処分)】

- 混合→破碎・選別
- 廃乾電池→焙焼
- 廃蛍光灯→破碎・選別
- 廃プラスチック→破碎・切断・燃焼

【解体工事】

- ・がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、チップ(合材用、燃料用)として再資源化

【建物新築工事】

- ・混合廃棄物
建設工事において発生した廃棄物→処理業者に委託し、分別し
再資源化及び 埋め立て

【土木工事】

- ・汚泥
現場で出来るだけ脱水→処理業者に委託→更に脱水固化し
改良土として再生

廃棄物処理に関する管理体制

廃棄物処理責任者	企画総務部 総務グループ チーフマネジャー
廃棄物管理担当	各部（環境部・水力部・土木技術部・建築部）統括グループチーフマネジャー
役割	廃棄物処理責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の決定 ・監督官庁への各種報告
	廃棄物管理担当 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の策定 ・処理業者、リサイクル業者の選定 ・委託契約の締結 ・マニフェストの交付および管理

廃棄物管理組織図

